

龍ヶ崎町における製糸業史料

林 玲子

茨城県における製糸業の展開は、明治二三年恐慌を経た明治二十五年（一八九〇）以降、本格的なものとなる。県南の龍ヶ崎町においても製糸工場の設立が

この頃からみられるに至った。『第一回茨城県勧業年報附録』所収の「明治廿五年県下各郡製糸業ノ実況」では、「龍ヶ崎町ハ県下屈指ノ商業地ニシテ又近來繭ノ売買最モ盛ナリ、製糸ヲ業トスルモノ在リト雖モ頗ル幼稚ニシテ荷数又僅少ナリ」と述べ、さらに製糸業を営む者たちが生糸の合同販売のため、龍光社と称する組織を作り、二〇余名が株主総会に集まつたことに言及している。ただし、「幼稚」といわれていることからも、この時期の製糸は提糸や座繰によるものが大部分であったと思われる。

『第一回茨城県勧業年報』（明治二七年分）の「器械製糸家概数調」に、河内郡龍ヶ崎町の常龍館（中山七左衛門経営、釜数五〇）の名がみられ、さらには二八年には高松四郎兵衛を重立人とする共立の龍交社（釜数五〇）の設立があり、龍ヶ崎町における器械製糸の展開を確認しうるのである。先進県とは比較にならぬとはいえ、茨城県における近代工業のさきがけの役割を果たした製糸業の存在と実態を明らかにすることは、本学の立地する地域の経済史を解明するためには必要な作業であると考える。

ここに紹介する史料は、常龍館創設者である中山家の文書と、龍交社の後身である龍崎製糸所経営者金剛寺家の文書である。中山家の文書は偶然の経緯から筆者の手にしたものであり、金剛寺家文書は金剛寺高家の所有されるものである。

A 中山家文書

1 製糸釜数届
明治二八年における常龍館の規模を示す史料である。前述の『勧業年報』の

五〇釜に近い釜数であるが、それよりは減少している。

2 工女契約証

常龍館の工女の中には、この契約証にみられるように結城町・笠間町出身の者が含まれていた。なお、前借金は契約不履行の場合には倍にして返すこと、賃金の二割を積金として雇主に預け、満期解雇の時に一割の利子を付して与えられるが、これも契約不履行のさいには没収されることなどの項目が注目される。なお、「」内は3の雛型により虫損部分を補つた。

3 工女契約証雛型

この契約証は氏名や地名の箇所を空欄にした墨書のものが数十通あり、契約のために用意されたと考えられる。2の契約証とほぼ同内容であるが、期限を六ヶ月としていることや、旅費として実費を支払うようになつた点が異なっている。おそらく常龍館の工女の多くはこの契約証にもとづき雇傭されたものであろう。

4 三井物産からの借入金証書

中山家の製糸業經營にあたり、購繭資金の確保は極めて重要なものである。周辺の者からの借入金を示す借用書類も遺つてゐるが、この史料は三井物産横浜支店へ土地・建物を書入して一、〇〇〇円を借り入れたことを示している。

5 三井物産への生糸委託販売契約証書

4の借入金とともに、製品である生糸を三井物産に対し一手販売することを契約している。物産が売込問屋と同様、地方製糸家に対しして購繭資金金融を行なつたことを示す史料である。

4、5ともに明治二九年二月二十四日には決済がすみ、証書が返付されているので、契約は無事に終つたらしい。なお、常龍館の經營はそれほど長くは続か

なかつたようで、中山家文書中の製糸工場史料は、群馬県前橋における經營を示すものが明治後期から大正期にかけてみられるようになる。

B 金剛寺家文書

1 龍交製糸株式会社株式申込簿(I)

この株式申込簿は二点あり、一点は年次が記載されておらず、大分損傷がある。明治二八年創立の龍交社は、明治二九年分の『第一六回茨城県勵業年報』によると、株主人員二一人となつており、人數も合うことから、(I)の申込簿は恐らくIIの明治三一年の株式申込簿に先立つものと思われる。筆頭の諸岡魁介は龍崎銀行頭取、二番目の高松（四郎兵衛）は砂糖商・繭糸商（明治三一年『日本全國工商人名錄』による）、その他明治二十五年一二月現在の状況を示す『常南四郡名家揃』などに職業を記載されている株主は、米雜穀・呉服太物・肥料などを扱つており、当時の龍ヶ崎商業の中核を形成していた層が株主陣に加わつたとみてよからう。

2 龍交製糸株式会社株式申込簿(II)

明治三年五月と年月を記載されたこの申込簿は、(I)と大きく株主の比重が変わつてくる。最大株主は(I)で一五株であつた田中金之助（米雜穀卸小売）、二位は同じく一五株であつた岡田竜三郎（米雜穀肥料卸小売・絞油製造業）である。後に龍交社を引受ける金剛寺啓助は、この段階ではまだ一〇株のままである。

3 職工募集書類

明治三〇年代の『茨城県統計書』によると、龍交社は労働者人數を八〇人前後から一一五人（明治三七年一二月）と増加させている。しかしその後、經營不振に陥つたらしく、野口如月著『龍ヶ崎町誌』（昭和三年刊）には次のようない記事がみられる。

「龍ヶ崎製糸場

米町龍ヶ崎鉄道会社の直北側に在り。元株式会社龍交社の不運に遭遇するや、斯業に精励なりし現工場主金剛寺啓助氏奮然立つて獨力經營せんと大正六年五月之を引受け、氏のみ独り有するところの好智力を以て勤勉力行遂に悲境より漸時進展せしめ、引受当時は一二〇釜工女六〇名に過ぎざりしが、現在は一八〇釜工女工一三〇名に増進するに至れり。」

4 工女契約書類雑型

これらはいづれも印刷されたものである。基本的な点では前出の中山家のものと変わらないが、前借金に関する項目が契約証の文面から抜け、「工賃前借之証」として別書類が作成されていることや、賃金の精算時期が明示されたこと、積立金の項目が契約証にみられないことなどが指摘できる。大石嘉一郎氏が長野県製糸業においてみられた変化（『雇用契約書の変遷からみた製糸業賃労働の形態変化』『社会科学研究』第二四卷第二号）が、茨城県においても看取されるのである。

龍崎製糸場には製糸養成工女の制度があり、昭和期には茨城県生糸同業組合長名で「工手養成所修得証」が発行されたらしい。ただし、養成工女にも前借金が出されていることがある。書類で年齢の判明する者についてみると、一三歳から一五歳ぐらいが多いが、久慈郡・那珂郡など県内でも遠距離の地からは二〇歳台後半の養成工女が来ている。

金剛寺家文書には、これら雑型にもとづく一七九通の工女契約書類が含まれており、それによって工女の出身地・年齢・前借金額等を知ることができる。大正・昭和期の県内女子労働者の動向をさぐる今後の研究の手がかりとなりうるものである。

5 龍崎製糸所営業勘定元帳

大正七年六月より翌年五月（項目によつては六月）までの一年間の営業内容を示すこの帳簿は、二九項目について仕訳されている。その各項目の金額が高

金剛寺家に遺る史料中、龍交社関係のものは前出の二点のみで、他は大正六年設立の龍崎製糸所関係のものである。この前年、工場法の施行をみ、さらに大正一五年には工場法施行令が改正されたことにより、職工募集にあたつて就業案内や諸規則の書類が着手届に添付され、募集地の警察署に提出された。同家には大正一四年の募集書類控もあるが、昭和二年（一八二七）とほとんど相違がないので、後者をここにあげた。官序に提出されたものであるため、実態を正確に示しているかどうかについては今後の検討を要するが、少なくとも募集にあたり、工女本人や家族に提示すべきものとして作成された書類であることから、龍崎製糸所の操業状況や經營方針をさぐるために無視しえぬ史料であろう。特にいわゆる「等級賃銀制」がとられていること、最低賃金の規定があることなどに注目する必要がある。

龍ヶ崎町における製糸業史料

を書き抜いたものが第1表である。順序は史料のままであるが、番号は筆者が付した。このうち1～7は収入、8以降は支出に属する項目であると思われる。それで、それぞれ合計を出してみた。収入に比して支出が少ないのは、繭買入金が含まれていないからである。10の買入費は、買入人の口銭だけであり、その口銭額からみても購繭資金が最大の支出項目であると思われるのだが、この元帳には記載がない。なお、労働者賃金は22の製糸費の中に一括して計上されている。

各項目の内容をすべてあげることは紙数の関係もあり困難であるので、第1表に○印を付した項目のみに限りたい。なお、原史料は縦書き・漢数字による記載であるが、横書き・算用数字に直した。朱筆はかぎかっこで示してある。これにより、龍崎製糸所の製糸の販売先、製品内容、工女の食生活・募集方法、経営資金の調達先や方法など具体的な経営内容を知ることができよう。

本稿は、龍ヶ崎における製糸業の展開状況を調査するための基礎史料を紹介することを目的としており、これらを用いての分析は今後の課題と考えている。まだまだ未発掘の関連史料も多いと思われるので、学生諸君を始め、関係者の皆さんの御協力を得て研究を進めたい。なお、本稿を作成したのは、金剛寺高家の方々の御厚情によるところが大きい。記して感謝の意を表したい。

A 中山家文書

1 製糸金数届

製糸金数御届

河内郡龍ヶ崎町三百九番地

常龍館

中山福四郎

一蒸氣機械
四拾七釜

右之通ニ相違無之候間此段御届申上候也

明治廿八年三月廿一日

右中山福四郎

龍ヶ崎町々長

岡田省三殿

契約証

一右者今回我等一同御社本年之修業迄貴殿製糸所へ御雇ヒ被下候ニ付本日金式

拾円零拾八錢前借仕候 但シ入費ノ前借

一給金之義ハ御社工女賃金御規則ニ從ヒ勘定申受其節御差引可致候事

一期約中ハ貴殿方製糸所御規則堅ク為相守可申候事

一契約中無事ニ就業仕候節ハ金壱円宛旅費御助合被降筈ノ事

一契約中貴社製糸所御規則ニ違背スルカ「又ハ遁」走其他ノ事故ヲ以テ契約ヲ

履行セザルトキハ前借金ハ倍金ニ致シ御返金可致候事

一契約中毎月勘定ノ節賃金ノ内式割ヲ積金トシテ預ケ置キ満期解雇ノ際ハ全金

額ニ年一割ノ利子ヲ付シ頂戴仕ル筈ノ事

但シ契約ヲ履行セザルトキハ積金没収相成候共異議申上ザル事

一我等一同身分ニ付如何様ノ事出来候共貴殿へ聊カ御迷惑相掛ケザル事

一前条契約人之内ニテ履行シ能ハザル者有之候共残リ人ニ於テ悉皆引受可申候

万一残リ人無之トキハ保証人契約人二代リ一般ノ義務相尽シ可申候

右後証之為メ契約スル処如件

茨城県結城郡上山川村大字矢畠十八番地

明治廿八年九月廿九日

広江太郎平長女

広江てい
十八年
印

同県同郡結城町横町

山崎吉太郎三女

山崎よね
十六年
印

同県西茨城郡笠間町高橋町

湯浅鉄造長女

湯浅なを
十八年
印

同次女

湯浅きん
十六年
印

同県同郡笠間荒町

松村善七長女

松村おまつ 印

式十一年

同県同郡笠間町日向片町

細谷森重次女

細谷あい 印

式十弐年

同県同郡笠間日向片町

大島義明二女

大島たけ 印

十五年

同県同郡笠間新町

関原清平三女

関原さた 印

十八年

同県同郡笠間日向片町

荒木朝信三女

荒木とめ 印

十八年

同県同郡笠間日向片町

保証人 荒木庄太郎 印

茨城県河内郡竜ヶ崎町

中山福四郎殿

3 工女契約証難型

雇人 契約証

右者今般 儀采ル六月ヨリ向六ヶ月間貴殿方へ製糸工女ニ御雇被下候ニ付

本日金 前借仕候

一給金之義ハ御社工女賃金御規則ニ從ヒ勘定申受前借金ハ其節御差引可致候事

但糸量百匁目二付

一期約中ハ貴殿方製糸所御規則堅ク為相守可申候事

一 竜ヶ崎町迄往復旅費ハ貴殿方ヨリ実費御支払被下筈ノ事

一契約中本人ノ事故ヲ以テ暇ヲ乞フカ又ハ御氣ニ叶ヘ不申御解雇相成候節ハ右
往復実費ハ自弁タル事

一契約中貴社製糸所御規則ニ違背スルカ又ハ遁走病氣其他ノ事故ヲ以テ契約ヲ
履行セザルトキハ前借金ハ倍金ニ致シ御返金可致事

一契約期限中毎月勘定ノ節賃金ノ内式割ヲ積金トシテ預ケ置キ満期解雇ノ際ハ
同金額ニ年一割ノ利子ヲ附シ頂戴仕ル筈ノ事

一但シ契約ヲ履行セザルトキハ積金没収相成候トモ異議申上ザル事

一本人身分ニ付如何様ノ義出来候トモ貴殿へ聊カ迷惑ヲ掛ケザル事

一前条項契約人ニ於テ履行シ能ハザルトキハ保証人契約人ニ代リ一般ノ義務相
尽可申事

右後証之為メ契約スル処如件

明治廿九年

常陸国河内郡竜ヶ崎町

中山福四郎殿

4 三井物産からの借入金証書

第五阡陌漆拾捌号

貸借金確認公正証書正本

神奈川県武藏国横浜市本町四丁目六拾九番地

債主

右同所同番地平民

右支店支配人

官本新右衛門

三井物産合名会社横浜支店

負債主

茨城県常陸国河内郡竜ヶ崎町字新町参百九番地平民糸製造業

右同所同番地平民糸製造業

右中山七左衛門代理兼
負債主

神奈川県武藏国久良岐郡戸太村太田千七百六拾五番地平民無職

立会人 鈴木忠助

六拾七年

中山七左衛門
五拾六年

中山新右衛門
五拾七年

中山福四郎
式拾參年

立会人 鈴木忠助

龍ヶ崎町における製糸業史料

右債主三井物産合名会社横浜支店支配人宮本新右衛門委任状ヲ所持シタル中山七左衛門ノ代理兼負債主中山福四郎ハ明治式拾漆年陸月拾玖日公証人坂本七三

郎役場ニ於テ鈴木忠助ノ立会ヲ以テ左ニ契約ヲ締結ス

第壹条

負債主中山七左衛門中山福四郎ハ明治式拾漆年陸月拾玖日付ヲ以テ中山七左衛門所有ノ常陸国河内郡龍ヶ崎町肆阡伍陌参拾壹番字新町宅地陸畝式拾

壹歩并同所ノ建物陸棟外式棟合捌棟ヲ抵償ニ書入レ金壹阡円ヲ三井物産合名会社横浜支店ヨリ借受ケタルニ付テハ中山七左衛門中山福四郎ハ連帶責務ヲ以テ

三井物産合名会社横浜支店へ対シ左ノ条項ヲ履行スベシ

壹 元金壹阡円及利子ハ原契約ノ計算ヲ以テ明治式拾漆年拾月參拾日無相違

債主方へ持參完済スル事

第貳条 債務者ハ其債務ヲ履行セサルトキハ總財産ニ対シ直チニ強制執行ヲ

受ル事ハ認諾セリ

右陳述ノ旨ニ従ヒ関係人ニ読聞セタル處一同相違ナキヲ認メ左ニ署名捺印ス

宮本新右衛門 印 中山福四郎 印

鈴木忠助 印 宮本新右衛門 印

右契約ヲ為シタル事ヲ確証スル為メ左ニ署名捺印スルモノ也

明治式拾漆年陸月拾玖日公証人坂本七三郎役場ニ於テ

横浜区裁判所管内武藏国横浜市弁天通陸丁目陌式番地住居

公証人 坂本七三郎 印

此ノ正本ハ原本ト同時ニ関係人一同ノ面前ニ於テ三井物産合名会社横浜支店

ノ為メニ之レヲ作リ原本ト相違スル事ナキヲ確証ス依テ負債主中山七左衛門

代理兼負債主中山福四郎ト共ニ左ニ署名捺印スルモノ也

明治式拾漆年陸月拾玖日公証人坂本七三郎役場ニ於テ

横浜区裁判所管内武藏国横浜市弁天通陸丁目陌式番地住居

公証人 坂本七三郎 印

負債主中山七左衛門代理兼

負債主 中山福四郎 印

第一手販売ヲ委託シタリ
第貳条 三井物産合名会社横浜支店ハ前記ノ蚕糸一手販売ノ委任ヲ受ケタル上ハ右壳却方ニ付テハ隨意ニ壳捌ク可シ

前書元利金完済二付該証書返付候也

三井物産合名会社印

明治廿九年二月廿四日

社長

三井元之助 印

5 三井物産への生糸委託販売契約証書

第五阡陌漆拾玖号

生糸委託販売契約公正証書正式謄本

茨城県常陸国河内郡龍ヶ崎町字新町参百九番地平民生糸製造業

委託人

中山七左衛門

五拾七年

右同所同番地平民生糸製造業

委託人中山七左衛門
代理兼委託人

中山福四郎

五拾六年

神奈川県武藏国横浜市本町四丁目六拾九番地

三井物産合名会社横浜支店

被委託人

中山福四郎

右同所同番地平民

宮本新右衛門

五拾六年

同県同国久良岐郡戸太村太田千七百六拾壹番地平民無職

鈴木忠助

立会人

鈴木忠助

六拾七年

右委託人中山七左衛門ノ委任状ヲ所持シタル代理兼委託人中山福四郎被委託人

ノ為メニ之レヲ作リ原本ト相違スル事ナキヲ確証ス依テ負債主中山七左衛門

人坂本七三郎役場ニ於テ鈴木忠助ノ立会ヲ以テ左ノ契約ヲ締結ス

一茨城県常陸国河内郡龍ヶ崎町字新町参陌玖番地ニ於テ中山七左衛門中山福四

郎兩人ガ製造スル蚕糸ノ儀ニ付三井物産合名会社横浜支店ト左ノ条項ヲ特約ス

第壹条 中山七左衛門中山福四郎ハ常陸国河内郡龍ヶ崎町字新町参陌玖番地ニ

於テ製造スル蚕糸ハ明治式拾漆年度分悉皆三井物産合名会社横浜支店ヘ輸入シ

第一手販売ヲ委託シタリ

第貳条 三井物産合名会社横浜支店ハ前記ノ蚕糸一手販売ノ委任ヲ受ケタル上

ハ右壳却方ニ付テハ隨意ニ壳捌ク可シ
製糸又ハ現金ヲ差入レ三井物産合名会社横浜支店へ対シ損害相掛ケザルベシ

但相互ニ蚕糸営業ヲ為ス間ハ決シテ他店へ出荷ヲ為サヌ同会社横浜支店へ一
手壳捌キヲ委任スヘキモノトス

右陳述ノ旨ニ從ヒ関係人ニ読聞セタル處一同相違ナキヲ認メ左ニ署名捺印ス

中山福四郎 印

宮本新右衛門 印

鈴木忠助 印

右契約ヲ為シタル事ヲ確証スル為メ左ニ署名捺印スルモノ也

明治式拾漆年陸月拾玖日公証人坂本七三郎役場ニ於テ

横浜区裁判所管内武藏国横浜市弁天通陸丁目陌式番地住居

公証人 坂本七三郎 印

但証拠金壱株二付金壱円

茨城県河内郡竜ヶ崎町 「 」

高松 「 」

印

一拾株

但証拠金壱株二付金壍円

茨城県河内郡竜ヶ崎町 「 」

印

一拾株

但証拠金壱株二付金壍円

茨城県河内郡竜ヶ崎町 「 」

印

印

一拾株

但証拠金壱株二付金壍円

一株
一株
一株
一株
一株
一株
一株
一株
一株

一式
五株

寺田伝吉
諸岡藤藏
瀬崎忠兵
代理鈴木貞治

印 印

鈴木貞治
金剛寺啓助

印 印

内藤致一郎
武田ハマ

印 印

代印石島麟之助
石島麟之助

印 印

椎名弘平
代印岡田竜三郎

印 印

(1) 職工募集書類
職工募集着手届

茨城県稻敷郡龍ヶ崎町三八〇〇番地

龍崎製糸所

募集主 金剛寺啓助

募集主 金剛寺啓助

慶應式年拾月拾五日生

二応募者ノ就業場所の名称及所在地

イ 茨城県稻敷郡龍ヶ崎町参千八百番地

ロ 龍崎製糸所

三短期ノ事業ニアリテハ其ノ事業ノ開始及終了期

長期事業

四応募者ノ就業スベキ事業ノ種類

生糸製造業

五就業時間、休憩時間、休日及夜間作業ニ関スル事項
イ就業時間休憩時間ハ別紙二添付

ロ休日毎月一日、拾五日ノ兩日公休日、四月ニハ花見会一日休、六月拾日

ヨリ拾五日マテ六日間新繭休、七月二十五日ヨリ向フ三日間祭礼休、旧盆三日間休、壱月拾日ヨリ二月一日マテ年度替ニ付休

ハ夜間作業 ナシ

- 一宿所 水戸市上市裡七丁目一〇一〇
一募集期間 昭和式年一月二四日 三月六日迄 四十日間
一募集区域 御管内
一募集人員 男三名 女参拾名
一許可証写 (下段右)
(2) 就業案内
一募集主ノ住所氏名及年令
本籍 茨城県稻敷郡馴柴村(大字)馴馬拾六番屋敷
住所 同県同郡龍ヶ崎町参千八百番地

第三〇一號		募 集 徒 事 者 証
		写 真
		申 田 ト メ
		年 月 生
募 集 主	金剛寺 啓 助	
就業場位及名稱	茨城県稻敷郡龍ヶ崎町 三八〇〇 龍崎製糸所	
募 集 徒		
事 期 間	大正十五年一月二十一日ヨリ 同十八年一月二十日	
事 業 の 種 類	生糸製造業	
募 集 徒		
事 期 間		
事 業 の 種 類		
区 境	茨城県一円	
募 集 徒		
事 期 間		
事 業 の 種 類		
区 境		

許 可 証 写

織度賞罰表

織度	十四中 賞	織度	二十一中 罰
8.0	△ 30銭	12.0	△ 60銭
8.5	△ 30	12.5	△ 60
9.0	△ 20	13.0	△ 50
9.5	△ 20	13.5	△ 40
10.0	△ 10	14.0	△ 30
10.5	△ 10	14.5	△ 20
11.0	△ 5	15.0	△ 10
11.5	△ 5	15.5	△ 10
12.0	2	16.0	△ 5
12.5	2	16.5	△ 5
13.0	3	17.0	△ 5
13.5	3	17.5	△ 5
14.0	3	18.0	△ 5
14.5	3	18.5	△ 5
15.0	2	19.0	△ 2
15.5	2	19.5	△ 2
16.0	△ 5	20.0	△ 3
16.5	△ 5	20.5	△ 3
17.0	△ 10	21.0	△ 3
17.5	△ 10	21.5	△ 3
18.0	△ 20	22.0	△ 2
18.5	△ 20	22.5	△ 2
19.0	△ 30	23.0	△ 2
19.5	△ 30	23.5	△ 2
20.0	△ 40	24.0	△ 5
20.5	△ 40	24.5	△ 5
21.0	△ 50	25.0	△ 10
21.5	△ 50	25.5	△ 10
		26.0	△ 20
		26.5	△ 20
		27.0	△ 30
		27.5	△ 30
		28.0	△ 40
		28.5	△ 40
		29.0	△ 50
		29.5	△ 50
		30.0	△ 60
		30.5	△ 60

備考 賞罰ノ欄ニ
△印ハ罰トス

六賃金ニ関スル事項

イ織糸量壱メタニ付織度(二十四中ハ賃金六円
(二十一中ハ賃金五円))ヲ支給ス

ロ織糸量壱ヶ月ノ内式メタニ越ユル者ニハ賞金ヲ与フ

ハ養成工女ハ雇入ヨリ向フ三ヶ月間ハ見習中ニ付金拾五銭ヲ支給シ三ヶ月

后ハ契約期間(三年)満了迄ハ最底賃金ヲ異ニスルノ外既成工女ト同一

ノ計算方法ニヨリ支払ヲナス

ニ最底ノ賃金一日既成工女ハ金四拾銭養成工女ハ見習三ヶ月后契約期間

(三年)満了迄ハ金武拾銭

ホ賃金支払期毎月末日トス

ヘ賞系量ノ出目

ト品位ノ賞罰工場内ノ一日間ノ平均系量ヨリ壱メタニ付出現ノ方ニハ金拾銭ヲ与フ

罰系量ノ切目

工場内ノ一日ノ平均系量ヨリ壱メタニ付出現ノ出目者ニハ金拾銭ヲ減ズ

壹等賞壱銭式等賞罰ナシ

参等金壱銭ノ罰

チ織度ノ賞罰ハ別紙ニ添付

イ宿舎食事ノ費用往復旅費ノ負担ニ関スル事項

ロ食事ノ費用賄料ハ全部工場ノ負担トス

ハ往復ノ旅費工場ノ負担トス

八製裁ノ定メアルトキハ之ニ関スル事項

ナシ

九雇傭期間及解雇ニ関スル事項

イ雇傭期間既成工女ハ壱ヶ月 養成工女ハ参ヶ月

ロ解雇ニ関スル事項

本人申出ニ依リ何時ニテモ解雇ス 其他ナシ

十負傷疾病又ハ死亡ニ於ケル扶助救済事項

イ負傷疾病ノ場合ハ直チニ嘱託医ヲシテ診断セシメ薬価ハ工場ノ全部負担

トス

但シ嘱託医以外ノ場合ハ其ノ限リニアラズ

ロ業務上ノ負傷疾病ノ場合ハ薬価其他全部工場ニテ負担ス嘱託医以外モ含ム

モノトス

ハ死亡ノ場合及負傷疾病ニ就テ前項以外ハ全部別紙扶助規定ニテ処理スル

二前貸金ノ償還ノ方法及利子

前貸金ハ毎月末ニ幾分宛ヲ償還シ全部ハ壱ヶ月ノ内ニ償還スルモノトス

ホ前貸金ノ利子ナシ

ヘ職工貯蓄方法職工貯蓄金管理規定職工貯蓄金管理認可申請書抜萃等ニヨリ貯蓄ヲナサシム

(3) 就業規則
第一条 始業終業ノ時刻・休日
左記ノ通り

月次	時始間業	休第一憩	休第二憩	休第三憩	休第四憩	時終間業	時就間業
一月	午前六時	午前七時	午前八時	午前九時	午后六時	午后六時	十二時間
二月	"	"	"	"	"	"	
三月	"	"	"	"	"	"	
四月	三十前分 午前五時	二午十五前分 午前六時	二正午十五ヨリ 午前九時	二正午十五ヨリ 午后三時	三十后分 午后五時	十二時間	
五月	"	"	"	"	"		
六月	"	"	"	"	"		
七月	"	"	"	"	"		
八月	"	"	"	"	"		
九月	"	"	"	"	"		
十月	午前六時	午前十七分 ヨリ午前十五時	午前十九分 ヨリ午前九時	正午十五ヨリ 午前五分	午后十三分 午后六時		
十一月	"	"	"	"	"		
十二月	"	"	"	"	"		

休日毎月二回一日、十五日トス此ノ外地方習慣ヤ仕事ノ都合ニヨリ臨時三休業スルコトアリ
第二条 職工ヲ二組ニ分チテ交替ニ就業セシムル事ナシ
第三条 賃金支払方法及時期ニ関スル事項 現金ニテ月末支払ヒスルモノトス
第四条 (職工ニ食費其他ノ負担ヲ為サシムル事ナシ)
第五条 (マニ) 製裁ノ定メアルトキハ之ニ関スル事項 ナシ

第六条 解雇ニ關スル事項

本人ノ申出ニ依リ何時ニテモ解雇ス其他ナシ

(4) 職工貯蓄方法
貯金ハ左記ニ依リ貯蓄スルモノトス

一貯蓄種類
ハ壹割トス

口 男工ニ対シテハ精勤又ハ優等賞トシテ工業主ノ給与スル金額全部貯蓄ス

ル事

二貯蓄ノ方法

毎月末支払期日ニ賃金中ヨリ貯蓄額ヲ控除シ常盤銀行ニ預入ルモノトス

(5) 職工貯蓄管理規定

一職工カ貯金ハ左記ノ場合ハ施行令第二十三条令第二十条令細則第二十三条
ニ依リ利子全部ト共ニ払戻スルモノトス

イ職工死亡ノ場合

ロ職工解雇ノ場合

解雇ノ場合ハ本人ノ意志ニ依ル場合ハ勿論雇主ニ於テ解雇スル場合ト雖

モ全部払戻ヲ為スモノトス

ハ職工カ老ヶ月以上ニ涉リテ帰郷スルトキ

ニ職工カ婚礼又ハ葬儀ヲ行フ費用ニ充ルトキ

ホ職工カ十五日以上ニ涉ル疾病ノ費用ニ充ルトキ

ヘ職工カ出産ノ費用ニ充ルトキ

ト職工カ火災水災其他不慮ノ災厄ニ遭遇シタルトキ

二職工貯蓄ハ(イ)(ロ)ノ場合ハ工場主預金銀行ヨリ全部払戻ヲ受ケ賃銀ト
共ニ支払ヲ為シ其他ノ場合ハ職工ノ申立ヲ審査シ工場主ニ於テ必要ト認ムル
金額ヲ払戻シ職工ニ返還スルモノトス

三職工貯蓄金ノ預金帳ハ工場主ニ於テ是ヲ管理ス

四職工預金帳ハ何時ニテモ閲覧スルコトヲ得是ヲ拒ムコトヲ得ス

(6) 職工貯蓄金管理認可申請書

当工場職工カ貯蓄金ヲ為サシムル件ニ御許可相成度候就テハ左記方法ニヨリ
右貯蓄金ヲ管理致度ニ付御認可相成度工場法施行令第二十五条ニ依リ此段申

請候也

一貯蓄ヲ為サシムベキ職工範囲

(イ) 織糸工 (ロ) 捺糸工 (ハ) 雑夫 (三) 機械工 (ホ) 仕上工

二貯蓄金管理ノ方法

(イ) 貯蓄金ハ各自名義ヲ以テ龍ヶ崎町常盤銀行支店ニ当座預金トシ通帳ハ工場主之ヲ保管シ貯蓄者ノ請求アル時ハ通帳ヲ閲覧セシム

(ロ) 每月職工ノ賃銀ト貯蓄金ヲ明瞭ナラシムル為差引表ヲ調製シ職工代表者ニ閲覧セシメ会計主任ト共ニ調印ス

三利率 百円ニ付年利六分五厘

四払戻方法

(イ) 職工死亡ノ場合

(ロ) 職工解雇ノ場合

(ハ) 職工カ一ヶ月以上ニ涉リテ帰郷スルトキ

(ニ) 職工カ婚礼又ハ葬儀ヲ行フ費用ニ充ルトキ

(ホ) 職工カ十五日以上ニ涉ル疾病ノ費用ニ充ルトキ

(ヘ) 職工カ出産ノ費用ニ充ルトキ

(ト) 職工カ火災水災其他不慮ノ災厄ニ遭遇シタルトキ

(7) 職工扶助規則

第一条 当工場ニ於テ雇傭スル職工業務上負傷疾病ニ罹リ又死亡シタルトキハ本則ニヨリ扶助金ヲ支給ス

第二条 扶助金ヲ分チテ左ノ五種トス

一療養費 二休業手当 三障害扶助料 四遺族扶助料 五葬祭料

第三条 療養費ハ負傷疾病ニ罹リ治療ヲ要スル者ニ支給ス
休業手当ハ治療ノタメ労務ニ服スルコト能ハサルニ依リ賃金ヲ受ケサル者ニ支給ス

障害扶助料ハ終身自用ヲ弁スルコト能ハザル者終身労務ニ服スルコト能ハサ

ル者及其他ノ障害ヲ受ケタル者ニ支給ス

遺族扶助料及葬祭料ハ職工カ死亡シタルトキ其ノ配偶者又ハ工場法令第十二条

第十三条第十二条ノ規定ニ該当スル遺族ニ之ヲ支給ス

第四条 扶助金ノ支給額ハ左ノ如ク定ム

イ職工カ療養ノ為メ労務ニ服スルコト能ハサルニ依リ賃金ヲ受ケザル者ニ

ハ職工ノ療養中一日ニ付賃金ノ百分ノ六十以上ノ休業扶助料ヲ支給ス
但シ同一ノ疾病又ハ負傷及ヒニ由リ発シタル疾病ニ付其ノ支給カ百八
十日ヲ越エタルトキハ其後ノ支給額ヲ一日ニ付賃金ノ百分ノ四十以上ヲ
支給ス

ロ職工ノ負傷又ハ疾病治癒シタル時ニ於テ左ノ各号ノ一ニ該当スル程度ノ

身体障害ヲ存スルトキハ工業主ハ左ニ揚タル区別ニ依リ障害扶助料ヲ支

給ス

ハ職工終身自用ヲ弁スルコト能ハサルモノ 賃金五百四拾日分以上

ニ職工終身労務ニ服スルコト能ハサルモノ 賃金三百六十日分以上

ホ職工從来ノ労務ニ服スルコト能ハサルモノ健康旧ニ復スルコト能ハサル

モノ又ハ女子外貌ニ醜痕ヲ残シタルモノ 賃金百八十日分以上

ヘ職工身体ヲ傷害シ旧ニ復スルコト能ハスト雖引続キ從来ノ労務ニ服スル

コト得ルモノ 賃金四十日分以上

第五条 職工死亡シタルトキハ工業主ハ遺族又ハ職工ノ死亡當時其ノ収入ニ依

リ生計ヲ維持シタル者ニ賃金三百六十日分以上ノ遺族扶助料ヲ支給ス

第六条 職工死亡シタルトキハ工業ハ葬祭ヲ行フ遺族又ハ職工ノ死亡當時其ノ

収入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ葬祭ヲ行フ者ニ賃金二十日(其額二十
円ニ満タサルトキハ金二十円)以上ノ葬祭料ヲ支給ス

第七条 遺族扶助料ヲ受クヘキ者ハ職工ノ配偶者トス

配偶者ナキ場合ニ於テ遺族扶助料ヲ受クベキ者ハ職工死亡當時元ト同一ノ家

ニ在リタル職工直係卑属又ハ直係卑属トシ其ノ順位ハ親等ニ近キ者ヲ先ニシ

卑属ト親等相同シトキハ卑属ニ支給スルモノトス

第八条 前条ノ規定ニ該当スル者ナキ場合ニ於テハ左ニ揚タル者ノ中一人ニ遺

族扶助料ヲ支給ス 但シ職工ノ遺言又ハ工業主ニ對シテ為シタル予告ニ依リ

左ニ揚タル者ノ中一人ヲ特ニ指定シタルトキハ之ヲ支給スルモノトス

一職工ノ家督相続人又ハ戸主

二職工兄弟姉妹ニシテ職工死亡當時元ト同一ノ家ニ在リタル者

三職工死亡當時其ノ収入ニ依リ生計ヲ維持シタル者

第九条 第四条ノ規定ニヨリ本人ニ支給スル費用及休業扶助料ハ毎月壹回以上

ヲ支給ス 障害扶助料ハ職工ノ負傷又ハ疾病ノ治癒後遲滞ナク支給シ遺族扶

第十条 工業主ハ左ノ各号ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ扶助規定ニ依ル支給ヲ

セス

一職工解雇後一年ヲ経過シテ扶助請求スルトキ 但シ既ニ受ケタル扶助ニテ
負傷疾病治癒シ解雇後ニ於テ再発シタルトキ

第十二条 扶助料及葬祭料算出標準トスベキ賃金ハ左ノ金額トス

職工疾病ニ在リテハ診断ニ拵ル発病ノ日ヲ除キ発病ノ日明ラナラザルトキハ

診断前七日ヲ除キ負傷又ハ即死ノ場合ハ事故発生ノ日ヲ除キ其前就業三十日

分ノ賃金ノ平均額百分ノ六十以上

第十二条 解雇手当

職工ヲ解雇セントスル場合ハ少ナクトモ十四日前ニ予告シ又本人ノ平均額賃

金十四日分以上ノ手当ヲ支給ス

4 工女契約書類雑型

(1) 製糸工女契約証

県	市	郡	村	町	番地
戸主	工女				
年	月	日	生		

(2) 製糸養成工女年期契約証

県	市	郡	村	町	番地
被傭工女					
保証人					
戸主					
年	月	日	生		

右之者今般大正 年中貴殿方製糸工女トシテ就業為致候事約諾仕候ニ付テハ左ノ通り合意契約致候

一、就業期間ハ大正 年中トス但シ貴家ノ御都合ニ依リ休業セラル、日アル

トモ異議ナキ事

一、本契約就業期間内ハ御指揮ニ依ル貴殿工場ニ於テ製糸工女トシテ就業為致可申候事

一、賃金ノ儀ハ就業中ノ成績ヲ御鑑査ノ上其等級ニ応シ

於テ年末閉業前拾五日迄ノ分ヲ御精算ノ上年末閉業帰宅ノ際御支払被下

其殘額ハ翌年一月末日迄ニ御支払被下候事ヲ承諾致候事

一、本契約締結以前ニ本工女ニ関シテ他ト被傭契約其他本契約ヲ妨ク可キ契

約等取結ヒタル事ナキヲ確証致候事

一、本契約期間内ハ工女人ニ事故出来候共猥リニ欠勤セス貴殿方ニ於テ就

業為致他製糸家ハ勿論如何ナル事業ニモ從事為致申間敷候事

一、本契約ハ工場本人承諾ノ上取結ヒ候事

一、本契約署名者ハ解約スルコトヲ得サル事

一、本契約ニ違背シ為メニ現ニ貴殿ニ損害ヲ相掛ケ候節ハ本契約署名者連帶ヲ以テ賠償可致候事

一、本契約ニ關スル裁判管轄ハ貴殿所在地ノ区裁判所タルコトヲ合意致候事

右契約証仍テ如件

標準 食費一日金 錢
養成上ニ要スル諸原料品ノ損耗料其ノ他ノ諸経費一日金 錢

右
ヲ今般貴工場製糸法養成年期工女トシテ從業致サシムヘク合意契約
仕リ候儀確実也然ル上ハ左記ノ契約条項確守可仕候

一、養成期間ハ大正 年 月 日ヨリ同 年 月 日迄満 月トス
一、養成期間中ハ誠実從順ニ勤務致サシムヘキハ勿論尚ホ養成期間終了後満

年間ハ義務年期トシテ貴工場ノ工女トシテ從業致サシムヘク候
一、前項ノ義務從業年限ヲ果サ、ル場合ニハ疾病若シクハ負傷ニ依リ已ムヲ得
ザル場合ノ外左ノ標準ニ依リ一日金 錢ノ割合ヲ以テ養成中ノ日数ニ応シ
計算シタル金額ヲ養成費トシテ弁償可仕候

龍ヶ崎町における製糸業史料

茨城県稲敷郡龍ヶ崎町

一、保証人ハ本契約者ヲシテ前各項ヲ確守セシムヘク万一相違致候節ハ為メニ
生スル一切ノ義務ハ連帶責任ヲ以テ速力ニ履行可仕其ノ他本人身上ニ関シ
テハ総テ引受け御迷惑相掛け申間敷候

(3) 工賃前借之証 殿
一金 円也

（4） 承諾書

戸主 金剛寺文夫殿

大正年月日

契約者
県 郡 番地
保証人
戸主 女

右今般貴工場ノ工手トシテ雇傭契約成立候ニ付昭和年月日当地出発ノコ
トヲ承諾致候

昭和年月日 右親権者 戸主 夫

茨城県稲敷郡龍ヶ崎町

龍崎製糸所

5 龍崎製糸所營業勘定元帳（大正七年）

所主 金剛寺啓助殿

番号	項目	金額	
1	輸出生糸売上	163,058.470	○○○○○
2	地壳生糸売上	3,732,790	
3	座織生糸売上	1,039,470	
4	磨物売上	5,090,180	
5	伸玉繭売上	2,753,410	
6	(常盤銀行へ繭壳渡)	820,000	
7	雜収入	1,275,330	
計		177,769.650	
8	金剛寺文夫分	120,000	○○○○○
9	金給費	76,570	
10	費	1,094,010	
11	費	58,400	
12	費	5,835,515	
13	費	429,360	
14	費	4,549,060	
15	費	659,950	
16	費	367,650	
17	費	152,580	
18	費	321,470	
19	費	600,055	
20	費	128,250	
21	費	144,510	
22	費	7,729,290	
23	費	5,122,610	
24	費	1,673,150	
25	費	555,830	
26	費	436,530	
27	費	205,960	
28	費	1,200,000	
29	費	215,880	
		31,676.630	

前書ノ金円ハ自分共一家生計上要用ニ付右工女貴殿工場へ大正年中製糸工女
トシ雇傭契約ヲ為シ其工賃前者トシテ正ニ領收仕候処確実也然ル上ハ貴殿製糸
工場御規定ニ則リ支給セラル、工賃ヲ以テ順次御支払致シ其年閉業ノ時迄ニ皆
済可仕候万一弁済義務者別紙契約事項及ヒ本契約ニ違背シテ工賃ノ支給ヲ受ク
ルコトヲ得サル場合ニハ何時ニテモ御請求次第利息 相添ヘ皆済可仕且工女
ハ右約定年内他三工女雇傭契約又ハ本契約履行ヲ妨ク可キ何等故障ナキコトヲ
確証シ尚ホ今後为サル、コトヲ誓約致候

右工賃前借証仍テ如件

1 輸出生糸壳上之部

月 日	氏 名	数 量	品 名	相 場	代 金
8月6日	生糸株式会社	1,001.850	春黄生糸	円	円
9月26日	原輸出店	1,011.930	春黄生糸	1,660.000	16,630.710
10月11日	式百四拾六番	1,010.520	春黄生糸	1,620.000	16,393.260
10月24日	浅野商店	13.990	春黄生糸 4括	1,630.000	16,471.470
12月6日	三井物産会社	461.120	春黄生糸 十一中 6個10括	1,590.000	220.850
3月28日	松文商店	1,009.030	秋白生糸	1,760.000	8,115.710
4月7日	百六拾八番	991.030	秋白 十四中 14個	1,500.000	15,135.450
4月18日	神栄会社	31.375	黄白拔糸 310本	1,530.000	15,162.750
5月2日	三井物産会社	840.620	秋白生糸 11個18括	1,520.000	476.900
5月6日	小林商店	147.840	秋白 十四中 2個2ト2括	1,620.000	13,618.040
5月14日	式百五十四番	590.710	秋黄 十一中 7個2ト4括	1,650.000	2,439.360
5月31日	梶原商店	11.500	拔糸	1,700.000	8,665.070
5月31日	矢部商店	67.450	春秋生糸 十一中 16括	1,620.000	186.300
5月31日	三井物産会社	992.730	春 十四中 生糸 14個	1,600.000	1,079.200
5月31日	甲九拾番舗	972.750	秋交配 12個16括	1,850.000	18,365.500
6月16日	江原商店	6.750	秋生糸 2括	1,870.000	18,190.420
6月16日	江原商店	36.875	拔生糸	1,930.000	129.310
6月26日	梶原商店	503.860	春白生糸 7個	1,880.000	693.250
				2,200.000	11,084.920
計					163,058.470

2 地壳生糸壳上之部

月 日	氏 名	数 量	品 名	円又量目	相 場	代 金
6月27日	荒川治作	1.689	春式等糸	9メ目ニ付	円	円
10月14日	野村正一郎	2.240	黄デニール糸	"	660.000	164.260
10月25日	萩原閑二郎	4.530	春秋晚生糸 式等糸	"	830.000	417.760
12月14日	野村正一郎	685	黄デニール糸	"	600.000	43.860
12月14日	野村正一郎	1.100	白デニール糸	"	620.000	75.770
12月14日	野村正一郎	1.637	白黄交り 式等生糸	"	815.000	148.230
12月27日	野村正一郎	1.629	式等糸	"	815.000	147.510
12月27日	野村正一郎	657	黄デニール糸	"	600.000	43.800
12月27日	野村正一郎	1.100	白デニール糸	"	620.000	75.770
2月20日	荒川治作	4.620	秋式等生糸	"	785.000	404.710
2月20日	新町屋商店	678	白デニール糸	"	620.000	46.700
3月6日	荒川治作	4.150	秋式等生糸	"	805.000	403.390
4月13日	片岡寅之助	1.140	デニール糸	"	610.000	77.260
5月18日	新町屋	5.480	二等生糸 10括	"	910.000	554.080
6月16日	荒川治作	4.096	二等生糸 7括	"	1,080.000	491.520
6月16日	荒川治作	2.788	二等生糸 5括	"	970.000	300.480
6月26日	新町屋	1.050	デニール糸	"	800.000	93.330
6月26日	新町屋	566	式等生糸	"	1,200.000	75.460
						3,732.790
計						

3 座繰生糸壳上之部

月 日	氏 名	数 量	品 名	円又量目	相 場	代 金
11月29日	新町屋商店	9.250	座 繰 生 糸	9メ目ニ付	円 727.000	円 747.200
12月14日	野 村 正一郎	1.115	"	"	690.000	85.480
12月27日	野 村 正一郎	1.112	"	"	690.000	85.250
2月20日	荒 川 治 作	551	"	"	665.000	40.710
5月18日	新 町 屋	970	"	"	750.000	80.830
計						1,039.470

4 屑物壳上之部

月 日	氏 名	数 量	品 名	円又量目	相 場	代 金
6月25日	染野勢司	090	春黄生皮	見 本	円	円 1.200
7月5日	新 町 屋	11.220	つり屑	10メ目ニ付	30.000	33.610
7月11日	寺 田 庄 次 郎	1.560	座繰生皮芋	"	90.000	14.040
7月14日	寺 田 庄 次 郎	240	穴明繭	"	90.000	2.050
7月14日	寺 田 庄 次 郎	700	壳下繭	"	35.000	2.450
7月24日	川 本 仲 造	25.100	春黄生皮芋	"	153.000	384.030
8月13日	新 町 屋	4.280	揚 り 繭	"	52.000	22.250
8月13日	新 町 屋	2.320	糸 屑	"	170.000	39.440
8月13日	新 町 屋	2.200	揚 り 繭	"	58.000	12.760
8月13日	新 町 屋		ギズ糸	"		2.500
8月25日	川 本 仲 造	21.820	春黄生皮芋	"	153.000	333.840
9月5日	新 町 屋	2.360	穴明繭	"	100.000	23.600
9月5日	新 町 屋	440	壳下繭	"	50.000	2.200
9月12日	染野勢司	12.100	春生皮芋	"	203.000	245.630
9月12日	染野勢司	5.740	撮 り 繭	"	70.000	40.180
9月12日	染野勢司		カラ下繭			160
9月12日	染野勢司	2.400	座生皮芋	"	125.000	30.000
9月12日	染野勢司	940	座生皮芋	"	94.000	8.460
9月28日	新 町 屋	12.300	春黄生皮芋	"	203.000	249.690
9月28日	新 町 屋	4.160	揚 り 繭	"	70.000	29.120
9月28日	新 町 屋	2.360	座生皮芋	"	115.000	27.140
9月28日	新 町 屋	1.800	穴明繭	"	130.000	23.400
10月13日	染野勢司	20.800	白生皮芋	"	217.000	451.360
10月14日	染野勢司	4.040	揚 り 繭	"	65.000	26.260
10月14日	染野勢司	1.620	座生皮芋	"	115.000	18.630
11月2日	新 町 屋	9.280	生 皮 芋	"		171.850
11月2日	新 町 屋	3.000	揚 り 繭	"	55.000	16.500
11月2日	新 町 屋	1.780	座生皮芋	"	70.000	12.460
11月30日	新 町 屋	2.160	揚 り 繭	"	50.000	10.800
12月10日	萩原商店	2.200	揚 り 繭	"	50.000	11.000
1月12日	馬場辰治	50.440	白生皮芋	"	106.000	534.860
2月20日	新 町 屋	18.680	秋白生皮芋	"	117.000	218.550
2月20日	新 町 屋	7.840	揚 り 繭	"	47.000	36.840
2月20日	新 町 屋	5.600	座生皮芋	"	55.000	30.800
2月20日	新 町 屋	200	見 本 分	"	100.000	2.000
2月22日	染野勢司	3.270	穴明繭	"	65.000	21.250
2月22日	染野勢司	1.500	繭ケバ	"	40.000	6.000
2月22日	染野勢司	1.820	糸 屑	"	125.000	22.750
3月6日	新 町 屋	21.580	白生皮芋	"	123.000	265.430
3月20日	新 町 屋	14.020	秋白生皮芋	"	123.000	172.440
3月20日	新 町 屋	7.000	揚 り 繭	"	43.000	30.000

4月5日	新町屋	18.340	春白生皮苧	10メ目ニ付	124.000	227.410
4月5日	新町屋	1.920	揚り繭	"	40.000	7.680
4月5日	新町屋	1.340	座生皮苧	"	70.000	9.380
4月24日	栗原万吉	4.040	揚り繭	"	50.000	20.200
5月4日	新町屋	28.680	春白生皮苧	"	135.000	387.180
5月14日	新町屋	1.500	伸ヨリ下			12.000
5月28日	新町屋	13.180	白生皮苧	10メ目 155	155.000	203.980
5月29日	野村正一郎	4.160	穴明繭	10メ目ニ付	102.000	42.430
5月29日	栗山万吉	7.740	揚り繭	"	63.000	48.760
5月29日	栗山万吉	1.460	糸屑	"	165.000	24.090
5月29日	栗山万吉	050	生皮苧	"	160.000	800
6月15日	新町屋	15.880	生皮苧	"	195.000	309.660
6月26日	新町屋	4.660	生皮苧	"	250.000	116.500
6月26日	新町屋	6.660	揚り繭	"	70.000	46.620
6月26日	新町屋	620	繭ケバ	"	60.000	3.720
6月26日	新町屋	2.460	伸ヨリ繭	"		26.400
6月26日	新町屋	1.320	穴明繭	"	120.000	15.840
計						5,090.180

5 伸玉繭壳上之部

月 日	氏 名	数 量	品 名	円又量目	相 場	代 金
10月18日	湯原光之助	112.830	春秋晚秋玉繭	10メ目ニ付	円 158.300	円 1,786.090
10月18日	湯原光之助	38.180	春秋黄玉	"	159.000	607.060
2月20日	新町屋	4.760	秋撰出玉繭	"	85.000	40.460
4月5日	新町屋	20.500	春秋撰玉繭	"	156.000	319.800
計						2,753.410

8 奉給之部

月 日	摘 要	金 額
6.30	奉給内 金剛寺文夫支払	円 10.000
7.31	7月分奉給 金剛寺文夫支払	10.000
10.21	8月9月両月分奉給 金剛寺文夫支払	20.000
3.31	10月11月12月奉給 金剛寺文夫支払	30.000
5.31	1月ヨリ5月迄奉給 金剛寺文夫支払	50.000
計		120.000

9 雜給之部

月 日	摘 要	金 額
6.27	人夫手間2人分 片岡吉次郎支払	円 1.500
6.30	6月分室長給料 中田トメ外4名ニ支払	2.500
6.30	雑役人夫手間 清水五郎支払	4.000
7.25	人夫手間2人分 清水五郎支払	900
7.31	賃金内支払 桜井栄造支払	3.500
7.31	7月分室長給料 中田トメ外4名ニ支払	2.500
8. 8	味噌炊人夫手間13人手間 小池栄造支払	7.800
8.19	雑役人夫手間 桜井栄造支払	5.370
9. 4	8月分室長給料 中田トメ外4名ニ支払	2.500
9.30	9月分室長給料 中田トメ外4名ニ支払	2.500
10.18	桑畑ノ人夫15人手間 金剛寺直吉支払	5.400

龍ヶ崎町における製糸業史料

10. 30	10月分室長給料 中田トメ外3名ニ支払	2,000
11. 4	人夫手間2人分 入江市松支払	1,200
11. 27	人夫手間2人分 大塚宗吉支払	1,000
11. 30	11月分室長給料 中田トメ外3名ニ支払	2,000
12. 31	12月分室長給料 中田トメ外3名ニ支払	2,000
1. 31	手当金トシテ 鴻巣春治支払	12,800
3. 6	2月分室長給料 中田トメ外3名ニ支払	2,000
4. 2	3月分室長給料 中田トメ外3名ニ支払	2,000
4. 30	4月分室長給料 中田トメ外3名ニ支払	2,000
5. 7	味噌炊人夫手間13人分 小池栄造支払	9,100
5. 31	5月分室長給料 中田トメ外3名ニ支払	2,000
計		76,570

10 買入費之部

月 日	摘要	要	金額
7. 29	春生繭買入金13,301円95銭ニ対口錢 鈴木亀五郎支払	93,000	円
8. 19	春生繭買入金45,066円ニ対口錢 金剛寺商店支払	450,660	
12. 1	春干繭買入ニ付口錢 染野勢司支払	4,500	
12. 30	春秋晚秋生繭買入中ニ付口錢 寺田庄次郎支払	150,000	
12. 30	秋晚秋生繭買入金13,350円ニ付口錢 鈴木亀五郎支払	93,450	
5. 28	秋晚秋繭買入口錢 金剛寺商店支払	302,400	
計		1,094.010	

12 賄費之部

月 日	摘要	要	金額
6. 12	ドンガラシ苗代 植竹六兵衛支払	080	円
6. 12	生魚代 魚子支払	2,200	
6. 21	金時豆2升5合代 吉田屋支払	875	
6. 22	ヒールー1打代 野村音吉支払	3,700	
6. 27	イモ8升代替1升75 蟹原仙治支払	600	
6. 30	6月分通帳分 吉田浅吉支払	12,670	
6. 30	6月分通帳分 松崎豆腐店支払	2,930	
6. 30	ソバ代 豊場屋支払	1,590	
6. 30	6月分通帳分 島田屋支払	11,550	
7. 3	イモ6升代 蟹原仙助支払	450	
7. 4	弁当4名分 下平屋支払	800	
7. 4	生魚代金2回分 ミナトヤ支払	7,080	
7. 12	酢5合代 藤本酒店支払	200	
7. 14	ウンドン代 高橋商店支払	11,040	
7. 17	ナス代 坂本藤右門支払	290	
7. 23	ネギ苗6メ代 池辺勘左門支払	1,700	
7. 23	ネギ苗7メ代 金子角松	2,200	
7. 25	カボチャ15個代 清水彦作支払	1,350	
7. 25	玄米40俵 金剛寺直吉支払	488,000	
7. 25	ウンドン代 高橋商店支払	4,990	
7. 25	茶葉500目代 植田屋支払	1,800	
7. 27	佃煮代 井上常次郎支払	4,050	
7. 28	糀種3袋代 島田屋支払	390	
7. 28	茶葉500目代 植田屋支払	1,050	
7. 31	7月分通帳 島田屋支払	1,200	

7. 31	7月分通帳分 吉田浅吉支払	7.490
7. 31	7月分通帳分 松崎豆腐店支払	890
7. 31	7月分通帳分 伊賀梅支払	27.610
8. 1	酢代 島田屋支払	090
8. 1	挽割2俵代 酒井和平支払	19.000
8. 2	天プラ7人分 大井屋支払	1.750
8.10	ナス代 鴻巣平吉支払	860
8.13	カボチャ4個ナス210個代 植竹六兵衛支払	970
8.14	ウリ37本代 堀越伊助支払	500
8.14	ウリナス代支払	650
8.17	塩10丗代 伊賀亀支払	16.220
8.18	キウリ56本代 鴻巣平吉支払	810
8.19	生魚代 魚子支払	1.500
8.19	ウンドン144把代 高橋商店支払	4.990
8.19	天プラ5人分 大井屋支払	500
8.19	8月中青物代 伊賀梅支払	8,800
8.21	カボチャ10個ウリ36本代 鴻巣平吉支払	1.810
8.23	白ウリ500本代 魚恒支払	5.000
8.27	アヂ干物魚800枚代 秋場喜八支払	2.000
8.31	8月分通帳分 伊賀梅支払	2.000
8.31	8月分通帳 松崎豆腐店支払	2.000
9. 1	チャガ芋7升代 吉田与市支払	350
9. 6	ヂガ芋7斗1升代 吉田熊次郎支払	3.550
9. 6	ナス400個 坂本啓吉支払	360
9. 6	ナス350個代 鴻巣平吉支払	350
9. 7	青物代 伊賀梅支払	6.970
9. 7	カボチャ30個代 坂本啓吉支払	1.100
9. 8	ニボシ2メ目 殿岡寅造支払	3.250
9. 9	ナス360個代 鴻巣平吉支払	360
9. 9	酒1升代 西川酒店支払	850
9.10	天プラ5人前 大井屋支払	500
9.11	茶葉500目代 植田屋支払	1.500
9.13	干魚600枚代 秋場喜八支払	2.900
9.17	茶葉500目代 植田屋支払	1.800
9.20	牛房2メ100目代 植竹六兵衛支払	500
9.21	牛房4メ100目代 植竹六兵衛支払	1.000
9.23	ナス190個代 鴻巣平吉支払	300
9.27	玄米2俵代 島田八平支払	28.000
9.27	大根150本代 川崎庄助支払	1.500
9.30	9月分通帳分 吉田浅吉支払	18.600
9.30	通帳分 島田屋支払	4.990
9.30	茄子4,350個代 伊賀屋支払	5.260
9.30	来客ニ付ソバ代 豊場屋支払	600
10. 1	酒1升代 藤本酒店支払	1.000
10. 1	茶葉500目代 植田屋支払	1.100
10. 1	豆腐代支払 浦辺屋支払	200
10. 3	生魚代 湊屋支払	3.300
10. 8	大根100本代 宮本由松	2.000
10. 9	コンニャク25枚代 鈴木商店支払	375
10.10	タカナ種物代支払 吉田浅吉支払	100
10.12	コンニャク50枚代 鈴木商店支払	825
10.14	牛房7メ目代 木村多吉支払	1.400
10.16	鮫切身110個代 湊屋支払	2.200
10.17	牛房11メ目代里芋代 木村多吉支払	2.920
10.18	米85俵代 金剛寺直吉支払	1,174.800

10.18	糯米 2俵ト 2斗 3升代 金剛寺直吉支払	18.110
10.18	挽麦 2俵代 金剛寺直吉支払	22.150
10.21	コンニャク 10枚代 鈴木商店支払	150
10.26	カボチャ 60メ目代替 1メ目15錢 竹内農所支払	9.000
10.30	通帳分 高松商店支払	32.230
10.31	通帳 10月分 吉田浅吉支払	13.850
10.31	10月分通帳分 松崎豆腐店支払	4.640
10.31	引麦 4俵代 替23円50 黒沢商店支払	47.000
11. 2	コンニャク 10枚代 鈴木商店支払	225
11. 5	里イモ 6升 5合代 坂本支払	780
11. 9	茶葉 500目代 植田屋支払	2.000
11.10	里イモ 9升代 寺田伝吉支払	960
11.11	里イモ 1斗代 寺田伝吉支払	1.100
11.14	牛房 6メ目ニンジン 1メ目代 木村多吉支払	1.280
11.14	コンニャク 20枚代 鈴木商店支払	300
11.20	鮫切身 100切代 ミナトヤ支払	3.000
11.21	茶葉代 植田屋支払	750
11.23	サツマ芋 2俵代 山崎伊之助支払	2.000
11.30	醤油代通帳分 鈴木浅次郎支払	44.200
11.30	11月分通帳分 吉田浅吉支払	15.670
11.30	生魚代 魚子支払	3.850
12. 4	塩 20俵代 小野瀬忠兵衛支払	36.500
12. 5	大根 500本代 伊藤福松支払	7.500
12. 5	コンニャク 10枚代 鈴木商店支払	150
12. 7	生魚代 魚子支払	1.330
12. 8	麦 2俵代外 1斗代 黒沢商店支払	26.150
12. 9	大根 515本代 石山栄次郎支払	7.210
12.10	コンニャク 50枚代 鈴木商店支払	750
12.12	大根 本代 北沢隆三支払	37.000
12.14	大根 本代 鴻巣平吉支払	3.300
12.15	白菜 25メ目代替 1メ目15錢 川崎近之助支払	3.500
12.19	コンニャク 10枚代 鈴木商店支払	150
12.25	コンニャク 50枚代 鈴木商店支払	750
12.31	(シメジカ)	400
12.31	シヂメ 5升代 今川ハル支払	400
12.31	12月分通帳分 松崎豆腐店支払	2.300
12.31	12月分通帳代金 吉田浅吉支払	15.210
12.31	通帳分 岩崎屋支払	3.650
12.31	麦 1俵代 黒沢商店支払	11.500
12.31	通帳分 高松商店支払	13.230
12.31	餃 2本代 ミナトヤ支払	3.300
1. 4	小蛇 3升代 田村新之助支払	690
1. 4	大根 750本代 坂巻宇十支払	12.000
1. 9	牛房 4メ 500目代 寺田伝吉支払	720
1. 9	ワカサギ 100把代 殿岡寅造支払	1.000
1.11	牛房 35メ 500目代替 1メ目15錢 寺田伝吉支払	5.680
1.11	シヂメ 1斗代 中村惣次郎支払	800
1.12	里芋 1斗代 寺田伝吉支払	1.300
1.21	牛房 20メ目代 植竹六兵衛支払	3.000
1.27	茶葉 1メ目代 植田屋支払	3.450
1.29	牛房 12メ目代替 15錢 鴻巣平吉支払	1.800
1.29	里イモ 1斗 5升代 片根林平支払	1.800
1.29	玄米 90俵代大豆 9俵代 金剛寺直吉支払	1,478.700
1.31	玄米 4俵代替 23円50 片岡由松支払	57.000
1.31	大豆 1俵代 椎塚福松支払	8.250
1.31	1月通帳分 松崎豆腐店支払	1.370

1. 31	牛房 6 メ目代 木村多吉支払	900
1. 31	大根代 藤田春吉支払	6.600
1. 31	4 ヶ月間牛乳代 久保田支払	5.000
2. 7	上酒 5 合代 島田屋支払	750
2. 12	米11俵代 諸岡良佐支払	168.000
2. 18	コンニャク代 鈴木商店支払	150
2. 19	ネギ23メートル 200 目代 寺田伝吉支払	2.320
2. 20	里芋 9 升代 坂本藤左門支払	1.080
2. 23	里芋 1 斗 2 升代 坂本藤左門支払	1.440
2. 25	生魚代 魚子支払	4.700
2. 25	麦 5 俵代替23円50 黒沢商店支払	58.750
2. 28	酒及塩代 島田屋支払	6.200
2. 28	生魚代 湊屋支払	1.570
2. 28	通帳分 吉田浅吉支払	12.055
2. 28	ネギ10メートル代 坂本藤左門支払	900
3. 3	白菜23把代 植竹六兵衛支払	460
3. 3	大根30本代 金子角松支払	400
3. 10	干魚 220 枚代 湊屋支払	2.640
3. 10	茶葉代 植田屋支払	750
3. 18	大根代 金子角松支払	700
3. 18	干魚代 魚屋角松支払	1.200
3. 20	種物代 君井商店支払	360
3. 21	目ザシ 420 把代 宮代音次郎支払	3.180
3. 26	切干 3 メートル 700 目代 高木弥三郎支払	1.680
3. 27	玄米20俵代 井原商店支払	281.250
3. 29	イワシ 120 尾代 飯沼魚店支払	1.600
3. 31	3 月分通帳分 吉田浅吉支払	13.980
3. 31	コンニャク50枚代 鈴木商店支払	850
3. 31	麦 4 俵代 黒沢商店支払	45.500
3. 31	3 月分通帳分 松崎豆腐店支払	1.770
3. 31	蓮根 7 メートル代 今川ハナ支払	1.830
4. 11	ユワシ 110 尾代 中村彦次郎支払	1.100
4. 11	ネギ代 酒本支払	800
4. 13	茶葉 500 目代 高田茶店支払	2.250
4. 15	大根77本代 金子角松支払	550
4. 16	蓮根代 植竹六兵衛支払	2.900
4. 22	蓮根 3 メートル代 広瀬藤左門支払	860
4. 22	大根代 金子角松支払	430
4. 26	糀種大袋 2 俵代 伊勢仁支払	450
4. 27	大根代 飯島寅吉支払	800
4. 30	通帳 3, 4 月分 松屋商店支払	12.560
4. 30	麦 2 俵代 黒沢商店支払	20.000
4. 30	生魚代 湊屋支払	3.270
4. 30	通帳 4 月分 吉田浅吉支払	2.820
5. 2	生魚代 湊屋支払	2.220
5. 2	蓮根代 酒井清吉支払	800
5. 9	醤油26本代 鈴木商店	69.200
5. 9	米 8 俵代 諸岡藤藏支払	126.000
5. 10	生魚代 魚子支払	1.550
5. 14	生魚代 湊屋支払	1.600
5. 19	ナス苗 300 本代 木村多吉支払	2.100
5. 31	5 月分通帳分 松崎市太郎支払	3.300
5. 31	生魚代 湊屋支払	3.300
5. 31	生魚代 魚子支払	7.240
5. 31	引麦 3 俵代 黒沢商店支払	34.000

龍ヶ崎町における製糸業史料

5.31	5月分通帳分 吉田浅吉支払	13.980
5.31	長崎豆1斗代 八右門支払	700
5.31	茶葉1メ目代 高田屋茶店支払	4.500
6. 5	米61俵 金剛寺直吉支払	970.000
	計	5,835.515 ※

14 燃料費之部

月 日	摘要	要	金 額
7. 10	粉炭27トン代 松浦石炭部支払	円 216.000	
8. 31	植木代 宇都木角松支払	11.330	
10. 18	松植木 441本代 金剛寺商店支払	44.100	
10. 18	松枝代50把代 金剛寺直吉支払	1.500	
10. 19	粉炭37トン代 松浦石炭部支払	467.670	
10. 28	粉石炭 112トン代 鳥居石炭部支払	1,256.140	
10. 31	松植木 207束代 宇都木角松支払	31.450	
12. 30	④粉炭31トン代 鳥居石炭部支払	318.840	
1. 29	好間炭 9トン代 鳥居商店支払	95.600	
2. 28	松葉代支払 寺田伝吉支払	120	
3. 2	松植木代 松本安二郎支払	35.500	
3. 31	松葉2把代 寺田伝吉支払	220	
4. 30	粉石炭 トン代 松浦石炭部支払	859.040	
6. 26	粉石炭91トン代 鳥居石炭部支払	973.950	
6. 30	粉石炭27トン代 松浦石炭部支払	237.600	
	計	4,549.060	

22 製糸費之部

月 日	摘要	要	金 額
6. 29	瓦斯糸1捻代 久保田計三支払	円 900	
7. 14	生糸箱27個代 高松安二郎支払	25.550	
7. 24	瓦斯糸1捻代 久保田計三支払	930	
7. 31	生糸箱3個代 高橋安二郎支払	2.850	
9. 3	ウラムシロ 100枚代 小川生次郎支払	7.500	
9. 14	瓦斯糸1捻代 久保田商店支払	950	
9. 15	糸箱22個代 高松安次郎支払	20.900	
9. 25	文庫代 2,000枚代 椎津安兵衛支払	34.000	
9. 29	括糸5メ190目代 椎津安兵衛支払	48.930	
10. 31	黒塗リギリ外4品代 増沢商店支払	24.280	
10. 31	生糸箱10個代 高松安次郎支払	10.000	
11. 14	瓦斯糸1捻代 久保田計三支払	950	
11. 23	生糸箱25個代 高松安二郎支払	25.000	
1. 31	生糸箱20個代 高松安次郎支払	20.000	
2. 12	瓦斯糸1捻代 久保田計三支払	950	
3. 30	括糸及品物代 増沢商店支払	95.140	
4. 11	瓦斯糸1捻代 久保田商店支払	950	
4. 25	自籠30個代 根本屋支払	1.800	
5. 12	生糸箱18個代 高松安二郎支払	18.000	
5. 26	裏ムシロ 200枚代替1枚7錢4厘 庄司清一郎	15.400	
5. 31	生糸箱14個代 高松安二郎支払	14.000	
5. 31	生糸1,552メ320目ニ対賃金	5,929.760	
"	揚返賃金計	323.890	
"	雜役賃金計	123.360	

5.31	(ママ) 座操賃金計生糸13メ目ニ対賃金 男工賃金計	192.300 791.000
"	計	7,729.290

23 利子費之部

月 日	摘要	要	金 額
6. 5	手形金 8,000 円ニ対60日利子 神栄会社支払		96.000
6.13	手形金 5,000 円ニ対17日間利子 常磐銀行支払		22.500
6.14	手形金 5,000 円ニ対15日間利子 常磐銀行支払		20.000
6.15	手形金 3,000 円ニ対15日間利子 常磐銀行支払		12.000
6.17	手形金 3,000 円ニ対13日間利子 常磐銀行支払		10.500
6.18	手形金 2,000 円ニ対12日間利子 常磐銀行支払		6.500
6.19	手形金 1,000 円ニ対11日間利子 常磐銀行支払		3.000
6.20	手形金 2,000 円ニ対10日間利子 常磐銀行支払		5.000
6.20	手形金 600 円ニ対10日間利子 常磐銀行支払		1.650
6.21	手形金 1,000 円ニ対 9 日間利子 常磐銀行支払		2.500
6.22	手形金 3,000 円ニ対 8 日間利子 常磐銀行支払		6.750
6.25	手形金 3,000 円ニ対 5 日間利子 常磐銀行支払		4.500
6.26	手形金 1,000 円ニ対 4 日間利子 常磐銀行支払		1.250
6.27	手形金 2,000 円ニ対 3 日間利子 常磐銀行		2.000
6.28	手形金 2,000 円ニ対 3 日間利子 常磐銀行支払		1.500
6.29	手形金 2,500 円ニ対 2 日間利子 常磐銀行支払		1.250
6.29	春干繭担保付手形金40,000円ニ対30日間利子 常磐銀行払		272.800
7. 3	手形金 2,000 円ニ対利子 常磐銀行支払		1.500
7. 6	手形金 1,500 円ニ対 3 日間利子 常磐銀行支払		1.120
7.10	手形金 2 通分金 3,500 円ニ対延利子 常磐銀行支払		3.250
7.11	手形金 500 円ニ対 5 日間利子 常磐銀行支払		630
7.11	春干繭入替ニ付倉出料 常磐銀行支払		1.900
7.17	手形金 500 円ニ対延利子 常磐銀行支払		250
8.13	倉出手数料 常磐銀行支払		450
8.16	春干繭35本ニ付倉出料 常磐銀行支払		530
8.19	春干繭担保品金30,000円ニ対保険料 常磐銀行支払		52.500
8.27	手形金 4,000 円ニ対14日間利子 常磐銀行支払		15.000
8.28	手形金 3,000 円ニ対利子 常磐銀行支払		9.750
8.28	手形金 3,000 円ニ対13日間利子 常磐銀行支払		10.500
8.30	手形金 4,000 円ニ対13日間利子 常磐銀行支払		12.000
9. 2	手形金 3,000 円ニ対 8 日間利子 常磐銀行支払		6.750
9. 2	手形金 3,000 円 8 月 30 日 借入分ニ対11日間利子 常磐銀行払		9.000
9. 6	手形金 2,000 円ニ対 5 日間利子 常磐銀行支払		2.500
9. 7	手形金 1,000 円ニ対 4 日間利子 常磐銀行支払		1.000
9. 7	手形金 1,000 円ニ対 4 日間利子 常磐銀行支払		1.000
9.11	手形金 1,000 円ニ対 3 日間利子 常磐銀行支払		900
9.15	春干繭74本ニ対出庫料 常磐銀行支払		1.110
9.17	手形金30,000円ニ対43日間利子 常磐銀行支払		290.400
9.17	秋生繭買入ニ付手形金25,000円ニ対延利子 常磐銀行支払		43.000
9.21	手形金 3,000 円ニ対10日間利子 常磐銀行支払		7.500
9.21	手形金 2,000 円ニ対10日間利子 常磐銀行支払		5.000
9.23	手形金 2,000 円ニ対 8 日間利子 常磐銀行支払		4.000
9.25	手形金 2,000 円ニ対 6 日間利子 常磐銀行支払		3.000
9.26	手形金 2,000 円ニ対 5 日間利 常磐銀行支払		2.500
9.27	手形期日前支払ニ付返利 常磐銀行受入		2.350
9.28	手形期日前支払ニ付返利 常磐銀行受入		1.000
9.28	荷為替金 6,000 円ニ対29日間利子 神栄会社支払		43.500

龍ヶ崎町における製糸業史料

9. 28	荷為替金 6,300 円二対15日間利子 神榮会社支払	23. 620
9. 28	手形金 8,000 円二対60日間利子 神榮会社支払	96. 000
9. 28	手形割引料金96円二対 4 日間利 神榮会社支払	090
9. 27	荷為替金 6,300 円二対50日間利子 神榮会社支払	78. 750
9. 27	荷為替 6,300 円二対38日間利子 神榮会社支払	59. 850
〔9. 27	壳上金16,140円 360 二対 1 日間利子 神榮会社受入	4. 030〕
9. 30	手形金 1,000 円二対11日間利子 常磐銀行支払	2. 750
10. 3	手形金 1,000 円二対 7 日間利子 常磐銀行支払	2. 000
10. 5	手形金 1,000 円二対 6 日間利子 常磐銀行支払	1. 500
10. 9	手形金 1,000 円二対 6 日間利子 常磐銀行支払	1. 750
10. 16	手形金 3 通分二付金 6,000 円二対延利子 常磐銀行払	24. 000
10. 18	手形 4 通分金 4,000 円二対延利 常磐銀行支払	6. 750
10. 12	荷為替金 3,000 円二対50日間利子 神榮会社支払	37. 500
10. 12	荷為替金 6,300 円二対32日間利子 神榮会社支払	50. 400
10. 12	荷為替金 5,400 円二対18日間利子 神榮会社支払	24. 300
10. 12	荷為替金 900 円二対12日間利子 神榮会社支払	2. 700
〔10. 12	生糸壳上金16,217円 400 二対 1 日間利子 神榮会社受入	4. 050〕
10. 22	春黄繭55本二対出庫手数料 常磐銀行支払	1. 100
10. 25	手形金 200 円二対 6 日間利子 常磐銀行支払	300
〔10. 27	手形金 200 円期日前支払二付返利 常磐銀行受入	150〕
11. 1	手形 400 円二対 5 日間利子 常磐銀行支払	500
11. 10	春干繭45本二対倉出料 常磐銀行支払	900
11. 13	手形金 100 円二対 3 日間利子 常磐銀行支払	080
11. 19	手形金 300 円二対11日間利子 常磐銀行支払	900
11. 25	手形金 150 円二対 2 日間利子 常磐銀行支払	080
11. 27	手形金 250 円二対 2 日間利子 常磐銀行支払	130
11. 30	手形金 1,000 円二対16日間利子 常磐銀行支払	2. 750
11. 30	手形 2 通分延利子 常磐銀行支払	280
12. 7	秋繭60本二対倉出料 常磐銀行支払	1. 200
〔12. 10	当座預金二対利子 常磐銀行受入	19. 020〕
12. 16	手形金40,000円二対45日間利 常磐銀行支払	396. 000
12. 16	春繭及秋繭担保付手形残金21,000円二対延利 常磐銀行払	267. 740
12. 16	手形金 1,000 円二対45日間利子 常磐銀行支払	6. 500
12. 16	春繭担保付手形残金19,000円二対延利 常磐銀行払	733. 040
12. 16	春干繭担保品金30,000円三対90日間保険料 常磐銀行払	42. 000
12. 16	手形金11月30日振出分金 1,000 円二対延利 常磐銀行支払	1. 000
12. 24	繭60本二対倉出料 常磐銀行支払	1. 200
12. 30	手形金 1,000 円二対 4 日間利子 常磐銀行支払	1. 000
〔12. 30	手形金12月16日振出分金 1,000 円二対返利 常磐銀行受入	1. 650〕
12. 31	手形金 500 円二対利子 常磐銀行支払	1. 380
1. 5	手形金 300 円二対利子 常磐銀行支払	380
1. 11	手形金 300 円二対延利子 常磐銀行支払	080
1. 17	手形金 500 円二対延利子 常磐銀行支払	180
2. 7	秋繭65本二対倉出料 常磐銀行支払	1. 300
2. 12	手形金 200 円二対利子 常磐銀行支払	450
2. 20	手形金 5,000 円二対利子 常磐銀行支払	20. 900
2. 20	秋繭60本二対倉出料 常磐銀行支払	1. 200
3. 4	手形金 5,000 円二対利子 常磐銀行支払	7. 700
3. 6	手形金 200 円二対 5 日間利子 常磐銀行支払	250
3. 6	秋繭61本二対倉出料 常磐銀行支払	1. 220
3. 10	手形金 300 円二対延利子 常磐銀行支払	450
3. 12	手形金 100 円二対利子 常磐銀行支払	100
3. 17	荷為替金11,500円二対3 日間利及手数料 常磐銀行払	18. 520
3. 17	手形金 5,000 円二対延利 常磐銀行支払	7. 700
3. 17	手形金 5,000 円二対延利子 常磐銀行支払	7. 700

3. 17	手形金 200 円ニ対延利子 常磐銀行支払	350
3. 17	手形金 100 円ニ対延利 常磐銀行支払	050
3. 17	手形金 5,000 円ニ対利子 常磐銀行支払	14.300
3. 17	秋干繭59本ニ対生糸11個出庫料 常磐銀行払	1.420
3. 29	春黄生糸 7 個分為替金 6,300 円ニ対10月15日ヨリ53日間利 神栄払	83.470
〔3. 29	春黄生糸十四中 4 括壳上金ニ対利子 神栄会社受入	2.330」
3. 29	生糸 7 個為替金 5,740 円ニ対10月29日ヨリ89日間利 神栄会社払	127.710
3. 29	生糸 6 個為替金 4,920 円ニ対11月12日ヨリ75日間利 神栄会社支払	92.250
3. 29	生糸 1 個為替金 820 円ニ対11月16日ヨリ71日間利 神栄会社支払	14.550
3. 29	生糸 1 個為替金 820 円ニ対12月 4 日ヨリ53日間利 神栄会社支払	10.860
3. 29	生糸 6 個ト10括ニ対為替金 5,330 円ニ対12月13日ヨリ44日ノ利 神栄支払	58.630
3. 29	生糸 5 個為替金 4,100 円ニ対12月28日ヨリ29日間利子 神栄会社支払	29.720
3. 29	生糸 5 個為替金 4,100 円ニ対 1 月 18 日ヨリ13日間利子 神栄会社支払	13.320
3. 28	1 月 25 日付為替勘定尻金 11,831 円 280 ニ対62日間利子 神栄	183.380
3. 28	手形 8 月 3 日振出分金 8,000 円ニ対 178 日間利 神栄会社支払	284.800
〔3. 28	8 月 6 日手取金 3,907 円 900 ニ対230日間返利 神栄受入	182.880」
〔3. 28	10月12日手取金 504 円 550 ニ対167日間返利 神栄受入	16.850」
〔3. 28	12月 6 日手取金 1,816 円 910 ニ対112日間返利 神栄受入	40.690」
4. 2	手形金 5,000 円ニ対 4 日間利 常磐銀行支払	4.400
4. 2	春繭55本ニ対出庫料 常磐銀行支払	1.100
4. 7	1 月 25 日為替勘定尻金 11,890 円ニ対72日間利 神栄会社払	214.020
4. 11	荷為替金 11,500 円ニ対 4 日間利及手数料 常磐銀行支払	21.620
4. 11	手形 3 月 17 日振出分金 5,000 円ニ対延利子 常磐銀行支払	13.200
4. 11	手形 4 月 2 日振出分金 5,000 円対延利子 常磐銀行支払	6.600
4. 16	手形金 400 円ニ対利子 常磐銀行支払	1.000
4. 21	手形金 3,000 円ニ対利子 常磐銀行支払	6.600
4. 21	春繭70本ニ対出庫料 常磐銀行支払	1.400
4. 26	為替金 2,460 円ニ対 1 月 26 日ヨリ91日間利 神栄会社支払	55.960
4. 26	為替金 3,200 円ニ対90日間利子 神栄会社支払	72.500
4. 26	為替金 11,500 円ニ対 3 月 19 日ヨリ39日間利 神栄会社支払	112.120
4. 26	為替金 11,500 円ニ対 4 月 14 日ヨリ13日間利子 神栄会社 和壳生糸壳上金 469 円 250 ニ対返利 神栄会社受入	37.370 930」
4. 30	手形金 450 円ニ対利子 常磐銀行支払	680
5. 2	4 月 26 日附為替勘定尻金 8,793 円 310 ニ対 6 日間利 神栄支払	13.180
5. 3	手形 4 月 30 日振出分金 400 円ニ対延利 常磐銀行支払	800
5. 6	為替金 1,636 円ニ対 4 月 27 日ヨリ10日間利 神栄会社支払	4.090
5. 8	手形 4 月 21 日振出分金 3,000 円ニ対延利 常磐銀行支払	5.280
5. 10	伸繭出庫料 常磐銀行支払	060
5. 14	4 月 26 日為替勘定尻金 6,544 円ニ対 4 月 27 日ヨリ18日間利 神栄	29.440
5. 16	秋晚秋伸繭代金残 700 円ニ対延利 常磐銀行支払	22.570
〔5. 16	春秋干繭担保附手形金ニ対返利 常磐銀行受入	14.960」
5. 16	春秋繭担保付手形金 40,000 円ニ対利延 常磐銀行支払	451.660
5. 16	手形金 400 円ニ対延利 常磐銀行支払	800
5. 16	春繭57本伸繭 7 本ニ対出庫料 常磐銀行支払	1.200
5. 19	借入金 5,000 円ニ対利子 金剛寺啓助払	400.000
〔5. 26	貸附金対利子 伊東トヨ受入	1.910」
5. 31	荷為替金 11,500 円ニ対 4 月 27 日ヨリ35日間利 神栄支払	100.620
5. 31	荷為替金 5,600 円ニ対 5 月 2 日ヨリ30日間利 神栄支払	42.000
〔5. 31	生糸壳上金 2 口分 1,245 円 770 ニ対12日間ノ利返 神栄受入	3.730」
〔5. 31	生糸壳上金 18,083 円 020 ニ対 1 日間返利 神栄会社受入	4.520」
〔5. 31	利子金 1,629 円 360 ニ対延利子 神栄会社受入	195.520」
6. 2	手形金 1,000 円ニ対利子支払 常磐銀行	750
6. 5	手形金 500 円ニ対16日間利 常磐銀行支払	1.820
6. 10	荷為替金 7,000 円ニ対利子及手数料 常磐銀行支払	11.270

龍ヶ崎町における製糸業史料

「6.18	生糸壳上金809円720=対2日間返利 神栄会社受入	430」
6.26	荷為替金=対利子 神栄会社支払	102,080
6.26	増為替金102円080=対利子 神栄会社	600
6.26	荷為替7,000円=対15日間利子 神栄会社支払	28.350
6.30	手形金500円=対9日間利子 常磐銀行支払	1.250
	「戻利子計」	497.000」
	出利計	5,619.610
	差引計	5,122.610

24 壳込費之部

月 日	摘要	要	金 額
8. 6	8月6日春黄生糸壳上金16,630円710=対口錢 神栄会社支払	249.460	田
8. 6	8月6日横浜ニ於ケル荷掛リ金 神栄会社支払	7.000	
9.26	春黄生糸壳上金9月26日金16,393円260=対口錢 神栄会社支払	245.900	
9.26	横浜ニ於ケル荷掛リ金 神栄会社支払	7.000	
10.11	春黄生糸10月11日壳上金16,471円470=対口錢 神栄会社支払	247.070	
10.11	横浜ニ於ケル荷掛金 神栄会社支払	7.000	
10.24	春黄生糸4括壳上金220円850=対口錢 神栄会社支払	3.310	
12. 6	12月6日黄春十一中生糸6個10括壳上金8,115円710=対口錢 神栄	121.740	
12. 6	横浜ニ於ケル荷掛金 神栄会社支払	3.500	
3.28	秋白生糸壳上金15,135円450=対口錢 神栄会社支払	227.030	
3.28	横浜ニ於ケル荷掛金 神栄会社支払	7.000	
4. 7	秋十四中生糸14個壳上金15,162円50ニ=対口錢 神栄会社支払 (750カ)	227.440	
4. 7	横浜ニ於ケル荷掛金 神栄会社支払	7.000	
4.18	和壳生糸310本壳上金476円900=対口錢 神栄	7.150	
4.18	横浜ニ於ケル荷掛金 神栄会社支払	500	
5. 2	秋白生糸11個18括壳上金13,618円040=対口錢 神栄支払	204.270	
5. 2	横浜ニ於ケル荷掛金 神栄会社支払	6.000	
5. 6	秋白十四中2個ト2括壳上金2,439円360=対口錢 神栄	36.590	
5. 6	横浜ニ於ケル荷掛金 神栄会社支払	1.000	
5.14	秋黄生糸7個ト4括壳上金8,665円070=対口錢 神栄	129.980	
5.14	横浜ニ於ケル荷掛金 神栄会社支払	3.750	
5.14	生糸2個差込手入直シ代 神栄会社支払	1.000	
5.31	拔糸壳上ニ=対手数料 神栄会社支払	2.790	
5.31	横浜ニ於ケル荷掛金 神栄会社	250	
5.31	春秋十一中生糸16括ニ=対手数料 神栄会社	16.190	
5.31	横浜ニ於ケル荷掛金 神栄会社	500	
5.31	春十四中生糸10個ニ=壳上金ニ=対手数料 神栄会社	275.480	
5.31	横浜ニ於ケル荷掛金 神栄会社支払	7.000	
5.31	秋交配生糸13個16括ニ=対手数料	272.860	
5.31	横浜ニ於ケル荷掛金 神栄会社支払	7.000	
5.31	生糸2個分差込直シ料 神栄会社支払	1.000	
5.31	「手数料金2,534円460=対戻り金 神栄会社受入」	844.820」	
6.16	秋十四中2括壳上ニ=対手数料 神栄会社支払	1.940	
6.16	拔糸壳上ニ=対手数料 神栄会社支払	10.400	
6.16	拔糸壳上ニ=対手数料 神栄会社支払	500	
6.26	春白繭糸7個壳上ニ=対手数料 神栄会社支払	166.270	
6.26	横浜ニ於ケル荷掛金 神栄会社支払	3.500	
6.26	生糸2個差込手間 神栄会社	1.600	
	「戻り口錢計」	844.820」	
	出口錢計	2,517.970	
	差引計	1,673.150	

25 奨励費之部

月 日	摘要	要	金 額
6. 30	茶話会ニ付すし代 大正亭支払		円 14,400
6. 30	茶話会ニ付ビヤ代 鈴木朝吉支払		1,000
7. 25	夏帽子ト兵児帯 1本代 猪瀬洋物店支払		660
7. 31	7月皆勤者賞与 小林トシ外 名ニ支払		9,950
8. 19	中形反物 110 反代 斎藤太三郎支払		177,800
9. 4	8月分皆勤者賞与 小林トシ外 名ニ支払		9,850
9. 16	工女慰安会ニ付 秋風会ニ支払		6,000
9. 16	乾燥人夫へ賞与金トシテ 入江市松支払		500
9. 26	印判天18枚代 鈴木染物店支払		32,500
9. 30	9月分皆勤者賞与 46名ニ支払		11,800
10. 30	10月分皆勤者賞与 60名ニ支払		16,800
11. 1	茶話ニ付茶かし代 斧木菓子店支払		7,700
11. 30	11月分皆勤者賞与 支払		3,500
12. 10	芝居見物際茶菓子代 岡田屋菓子店支払		5,000
12. 10	工女慰安会ニ付大正座通券91枚代 大正座支払		13,650
12. 10	大正通券 1枚代 片庭チカ支払		200
12. 31	モ、引1足代 大和屋支払		780
12. 31	木綿裏地 1丈1尺代 田商店支払		770
12. 31	木綿反物 2反代 伊賀屋支払		5,700
12. 31	12月分皆勤者賞与 40名ニ支払		13,500
1. 18	賞与金トシテ 中田トメ外 名ニ支払		49,000
1. 19	ネル腰巻70枚代 佐沼屋支払		44,100
1. 31	ネル腰巻50枚代 伊賀屋支払		22,710
1. 31	工女年賀用手拭15反代 伊勢熊支払		23,430
1. 31	シャツ 1枚足袋 1足代 大和屋支払		1,170
2. 25	工女慰安ニ付通券94枚代 大正座支払		7,520
2. 25	菓子 100 袋代 岡田屋菓子店支払		5,000
3. 6	初午ニ付茶菓子代 武田菓子店支払		2,000
3. 6	2月分皆勤者賞与 小林トシ外57名支払		5,550
3. 31	下駄及麻裏代 西岡商店支払		440
3. 31	賞与金トシテ 永井糸吉支払		30,000
4. 2	3月分皆勤者賞与 木村キチ外57名ニ支払		5,450
4. 8	花見会ニ付ダンゴ代 池田屋支払		8,000
4. 22	茶話会ニ付センペイ代 成島浅之丞支払		5,000
4. 30	4月分皆勤者賞与 小林トシ外42名ニ支払		6,700
5. 31	5月分皆勤者賞与 秋吉マツ外45名ニ支払		7,700
計			555,830

28 貸借費之部

月 日	摘要	要	金 額
6. 20	6月分家屋賃 常磐銀行支払		円 100,000
9. 17	7月8月2ヶ月分家屋賃 常磐銀行支払		200,000
12. 30	9月10月11月12月4ヶ月間家屋賃 常磐銀行支払		400,000
6. 5	8年1月ヨリ5月分迄家賃支払 常磐銀行支払		500,000
計			1,200,000

29 募集費之部

月 日	摘要	要	金額
6. 30	工女募集ニ付水戸行実費 金剛寺文夫支払		円 30,000
8. 19	工女用ニテ水戸行3回分実費 中田トメ支払		9,510
1. 3	工女募集用フルシキ1枚代 猪野瀬洋物店支払		350
1. 18	中田氏宅へ宿料トシテ 中田トメ支払		5,000
1. 31	工女募集ニ付堅倉村方面実費 寺田庄次郎支払		14,680
1. 31	募集中ノ手当金トシテ 寺田庄次郎支払		15,000
1. 31	工女中田トメ外28名ニ対帰郷旅費 中田トメ支払		34,140
1. 31	布川町水戸方面行実費 金剛寺文夫支払		23,840
1. 31	工女地方者旅費 秋谷マツ外支払		22,350
1. 31	工女募集ニ付森山村地方実費 丹キク支払		6,480
1. 31	工女募集ニ付水戸方面ノ実費 中田トメ支払		20,900
1. 31	工女水戸ヨリ20名ニ対帰郷旅費 中田トメ19名支払		19,000
1. 31	工女募集ニ付下館町及稻田村行2回実費 永井糸吉支払		7,290
2. 7	工女用ニテ小文間村行2回実費支払 竹内鶴治支払		870
4. 12	工女用ニテ下館町行実費 永井糸吉支払		2,820
4. 12	下館町ヨリ工女2名汽車賃 森山トミ支払		2,860
5. 31	工女用ニテ小文間及六軒町実費 永田重郎支払		790
計			215,880

※ 12 賄費之部の合額は、計算によると5,835.565となるが、原本のまま記載した。